

特定臨床指標3 【看護部】

18歳以上の身体拘束率



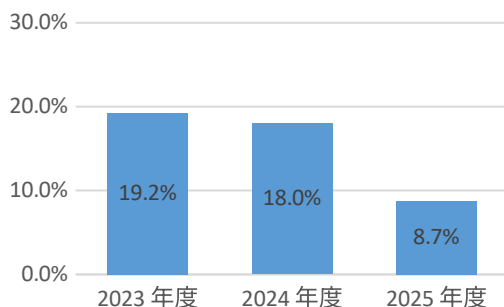
身体拘束とは、「衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者さんの身体を拘束し、その運動を抑制する行動を制限すること」です。急性期病院では、治療上必要なチューブが挿入されている場合や意識が混乱する重症な患者さんが多く、患者の生命や身体的損傷のリスクが高い患者さんが入院されている現状があります。そのため、入院生活において、患者さんの生命の危険と身体的損傷の可能性が高く（切迫性）、身体拘束以外に替わる予防法がなく（非代替性）、一時的な手段（一時性）であり、緊急やむを得ないと判断した場合には、患者さんやご家族に説明した上で身体拘束を行うことがあります。その一方で、身体拘束は身体的・精神的ならびに社会的な弊害をもたらす行為であるため、多職種で慎重に検討し、身体拘束の最小化に取り組んでいます。

18歳以上の身体拘束率

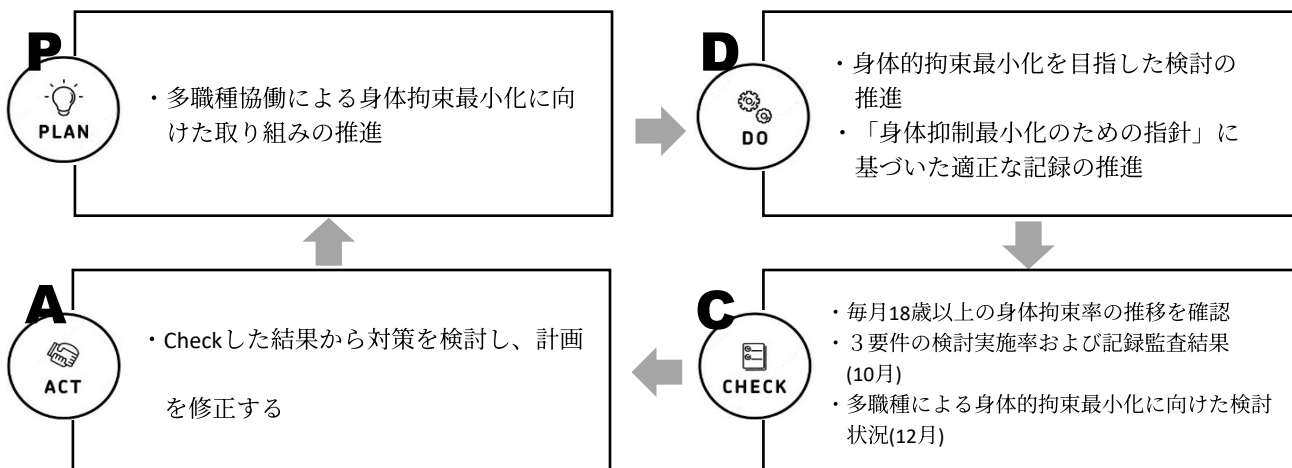
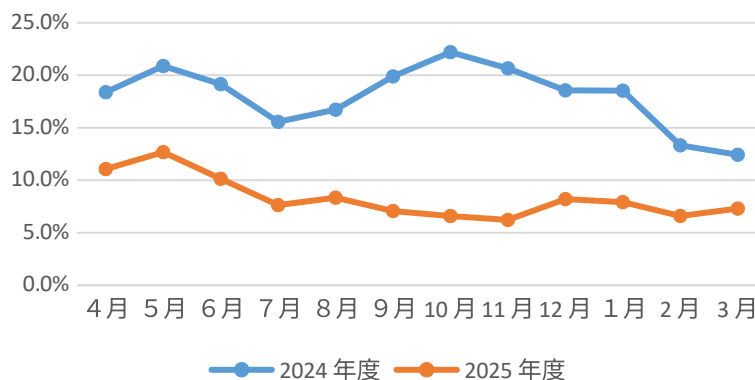
定義

分子：分母のうち（物理的）身体拘束を実施した患者延べ数
分母：18歳以上の入院患者延べ数

18歳以上の身体拘束率



2025 年度 身体拘束率の推移



■2025年度 実施内容と評価

実施内容

6月に身体抑制最小化のための指針（以下指針とする）に基づいた検討および記録を推進するため、委員会で作成した記録フォーマットの運用を開始した。また、各部署では8月までに身体抑制最小化を目指した検討に関する課題を抽出し、指針に関する理解の促進、患者の人権や尊厳を守る意識の醸成、検討内容の適切な記録、カンファレンス体制の整備などに取り組んだ。11月に身体抑制最小化に向けた緊急やむを得ない3要件（以下3要件とする）の検討ポイント及び記録例を周知し、3要件の適切な検討と記録を推進した。その結果、3要件の記載率は上昇し、身体拘束率は昨年度18%から8.7%に低下した。12月に現状から課題を抽出したところ、多職種での多角的な検討や指針に基づいた適切な記録が課題であることがわかった。

評価

昨年度より指針に関する学習を勧め、6月に記録体制を整備したことにより、身体抑制最小化に向けた意識が高まり、記載率の向上や身体拘束率の低下につながったと考える。多職種での多角的検討や指針に基づいた記録を実施し、さらに身体抑制最小化を推進する必要がある。